

VI 環境監査等

1 環境監査の実施

システムが、L A S - E の基準に沿って適切に運用されているか、独自目標を達成するために適正に実行・維持されているか否かを環境監査の実施により検証します。環境監査は年 1 回以上行われ、すべての実行部門を対象とします。

監査方法は、環境監査委員が各実行部門を訪問し、システムに関する書類（会議資料や報告書類等）の確認、現場目視（ごみの分別状況や節電の方法等）による取り組み状況の検査、職員へのインタビュー（省エネ・省資源など普段から気を付けていること等）により行います。

環境監査の結果は、環境監査委員会が取りまとめ、L A S - E 判定委員会に報告します。また、取り組みが不十分と見られる事項等があった場合、環境監査委員会は推進本部に対し、是正を勧告します。

2 監査結果の判定、改善

L A S - E 判定委員会は、村の環境に関する取り組みが L A S - E に準拠しているかどうか、また、環境監査委員会によって適正な監査が行われたかどうかを監査報告書類に基づき審議し、合否の判定を行います。

判定後は、環境監査の結果や判定結果をもとにシステムの改善を図り、取り組みを継続します。